

平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

## 目次

第 1	平成 22 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
(1)	委員会会合の開催	
(2)	企画専門調査会の開催	
(3)	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
(4)	緊急時対応専門調査会の開催	
(5)	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
(6)	専門調査会の連携の確保	
2	平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成 23 年度食品安全委員会運営計画の作成	
(1)	平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
(2)	平成 23 年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	5
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドラインの策定	
3	自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	12
1	食品健康影響評価に関する意見交換会の開催	
2	食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的实施	
3	食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施	
4	リスクコミュニケーション育成講座受講者への支援	
5	食品安全モニターの活動	
6	リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携	
第 5	緊急の事態への対処	17
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	18
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
3	外部の専門家とのネットワークの形成	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	19
	【別添資料】	20

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況 及 び 今 後 の 取 組 ( 予 定 )
第1 平成22年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。</p> <p>なお、消費者庁の設置により、委員会の果たすべき役割に変更があったことから、新たな役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。</p>	<p>平成22年度においては、当運営計画に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取り組んできたところであり、現在までのところ、概ね計画どおりの進捗状況を確保できたものと考えている。</p> <p>今般の中間報告の点検結果を踏まえ、年度末において運営計画を確実に達成できるよう、着実な事業実施に努めていくこととする。</p>
	<p>2 また、「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 6月9日の第34回企画専門調査会において、「『食品安全委員会の改善に向けて』に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」について、事務局から報告。</p>
	<p>3 平成22年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年9月に新たに設置された消費者庁との関係において、科学に立脚した委員会の役割を明確化する</li> <li>・ そのため、国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて、食品の安全性に関する情報を目的を持って的確に把握し、科学的評価等を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の国民全体への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行う</li> <li>・ これにより、科学的知見に基づく「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を更に図ることとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。</li> </ul>	<p>以下の実施状況のとおり、「情報収集・整理」「評価」「勧告・広報」の各機能を十全に発揮するとともに、自ら評価への対応をはじめ、各機能の有機的な連携の強化を図るよう努める。</p>
	<p>(1) 国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&amp;A等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>第5の2、第6の1に記載</p>
<p>(2) 食品健康影響評価について、引き続き「食品安全委員会の改善に向けて」の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。</p> <p>特に、自ら評価について、国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 案件選定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、</li> <li>② 説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について国民の更なる理解を得るよう情報発信する。</li> </ol>	<p>【実施状況】</p> <p>第3の1、第3の3に記載</p>	

	<p>(3) リスクコミュニケーションについて、リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援、ビジュアル化した資料の作成・活用、ホームページの充実等を進めるなど、広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。</p>	<p>【実施状況】 第4の2、第4の4に記載</p>
	<p>(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。 なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う。</p>	<p>【実施状況】 第3の4に記載</p>
<p>第2 委員会 の運営全般</p>	<p>1 会議の開催 (1) 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>【実施状況】 ○ 34回開催（※4月から12月9日まで） 原則として毎週木曜日14時から開催し、これらすべてを公開で開催。</p> <p>【今後の取組】 ○ 原則として毎週木曜日14時から、公開で開催する予定。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>
	<p>(2) 企画専門調査会の開催 四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度食品安全委員会運営計画（平成21年3月26日委員会決定）のフォローアップ、平成21年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成22年5～6月ごろ）</li> <li>・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）</li> <li>・ 平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～11月ごろ）</li> <li>・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成23年1～2月ごろ）</li> <li>・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項</li> </ul> <p>また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。</p>	<p>【実施状況】 ○ 2回開催 第34回会合（6月9日） ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、了承。 ・ 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承。 第35回会合（9月28日） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について検討。</p> <p>【今後の取組】 ○ 下記2回のほか必要に応じて開催 第36回会合（12月16日） 〔審議事項〕 ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の検討・選定について ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について 第37回会合（平成23年2月8日） 〔審議事項〕 ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画について</p>
	<p>(3) リスクコミュニケーション専門調査会の開催 おおむね2ヶ月ごとに開催し、これまでにリスクコミュニケーション専門調査会が取りまとめた推進の方向性を踏まえ、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策について調査審議を行う。</p>	<p>【実施状況】 ○ 1回開催 第49回会合（4月2日） ・ 平成22年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施について審議。 ・ 食品安全確保総合調査（リスクコミュニケーション分野）について審議。</p>

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2回開催予定</li> </ul> <p>〔審議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの推進方策について</li> </ul>																																				
<p>(4) 緊急時対応専門調査会の開催</p> <p>おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらの見直しを行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1回開催</li> </ul> <p>第32回会合(8月30日)</p> <p>〔審議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練について審議し、了承。</li> <li>・ 食品安全委員会緊急時対応手順書(仮称)(案)について検討。</li> <li>・ 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について審議し、了承。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2回開催予定</li> </ul>																																				
<p>(5) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、各専門調査会を開催する。その際、以下の事項に特に留意し、評価の迅速化・質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて専門調査会の下に、部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i)専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii)関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとられない柔軟な対応を行う。</li> <li>・ ポジティブリスト制度下における評価案件数の増加等に対応するため、明らかに評価が不要な案件、既に評価した案件等について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて(平成21年10月8日委員会決定)」に基づき、可能な範囲で調査審議方法を改善し、その効率化を進める。</li> <li>・ 事情により専門調査会への出席が困難な専門委員であっても審議に参加できるよう、テレビ会議その他の新たな会議形式の導入の可能性を視野に入れた検討をする。</li> </ul>	<p>① 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催</p> <p>【実施状況】</p> <p>計 65回開催</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 添加物専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">7回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 農薬専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">21回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 動物用医薬品専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 器具・容器包装専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(うち 生殖発生毒性等に関するワーキンググループ</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1回)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 化学物質・汚染物質専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 微生物・ウイルス専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">薬剤耐性菌に関するワーキンググループ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1回)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ プリオン専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ かび毒・自然毒等専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 遺伝子組換え食品等専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">6回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 新開発食品専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 肥料・飼料等専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">6回</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">薬剤耐性菌に関するワーキンググループ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1回)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・ 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関する</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">ワーキンググループ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2回</td> </tr> </table> <p>(注) 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて、随時開催する。</li> </ul>	・ 添加物専門調査会	7回	・ 農薬専門調査会	21回	・ 動物用医薬品専門調査会	5回	・ 器具・容器包装専門調査会	3回	(うち 生殖発生毒性等に関するワーキンググループ	1回)	・ 化学物質・汚染物質専門調査会	3回	・ 微生物・ウイルス専門調査会	5回	(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会	薬剤耐性菌に関するワーキンググループ		1回)	・ プリオン専門調査会	0回	・ かび毒・自然毒等専門調査会	3回	・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	6回	・ 新開発食品専門調査会	4回	・ 肥料・飼料等専門調査会	6回	(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会	薬剤耐性菌に関するワーキンググループ		1回)	・ 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関する	ワーキンググループ		2回
・ 添加物専門調査会	7回																																				
・ 農薬専門調査会	21回																																				
・ 動物用医薬品専門調査会	5回																																				
・ 器具・容器包装専門調査会	3回																																				
(うち 生殖発生毒性等に関するワーキンググループ	1回)																																				
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	3回																																				
・ 微生物・ウイルス専門調査会	5回																																				
(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会	薬剤耐性菌に関するワーキンググループ																																				
	1回)																																				
・ プリオン専門調査会	0回																																				
・ かび毒・自然毒等専門調査会	3回																																				
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	6回																																				
・ 新開発食品専門調査会	4回																																				
・ 肥料・飼料等専門調査会	6回																																				
(うち 肥料・飼料等・微生物・ウイルス合同専門調査会	薬剤耐性菌に関するワーキンググループ																																				
	1回)																																				
・ 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関する	ワーキンググループ																																				
	2回																																				

	<p>② 調査審議の効率化</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のとおり調査審議の効率化に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年10月に決定した「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」等に基づき、効率的な調査審議を行った。</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 本決定に基づき、専門調査会による調査審議を経ることなく委員会において評価することとなった例：農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について、農薬 フェンブコナゾール、農薬 ベノキスラム 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月20日の第332回委員会会合において、農薬であって農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に添加物としても使用されるものについての調査審議を行うに当たり、効率的な調査審議が可能となるよう考え方や手続を決定した。</li> <li>・6月1日の第62回農薬専門調査会幹事会において、幹事会と部会の関係を見直し検討すべき事項に応じて各部会で効率的に審議を行うため「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」を決定した。</li> <li>・6月10日の第335回委員会会合において、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する食品健康影響評価の調査審議を行うため、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」を設置した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査審議の内容等に応じ、引き続き効率化に努める。</li> </ul>
<p>(6) 専門調査会の連携の確保</p> <p>必要に応じて委員と専門委員の意思疎通を図り、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度に開催した座長会での議論を受け、安全係数の考え方等について、9月29日に、化学物質系専門調査会の座長等をメンバーとした意見交換会を開催した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会の横断的座長会を平成23年1月19日に開催予定。</li> </ul>
<p>2 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成23年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>(1) 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成22年5～6月ごろ）</p> <p>平成21年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度食品安全委員会運営状況報告書については、6月9日の第34回企画専門調査会で審議し、6月24日の第337回委員会会合において決定した。</li> </ul>
<p>(2) 平成23年度食品安全委員会運営計画の作成（平成23年1～3月ごろ）</p> <p>平成23年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度食品安全委員会運営計画については、第37回企画専門調査会で審議した上で、委員会において取りまとめる予定。</li> </ul>

<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施          リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるようにするとともに、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。</p>	<p>【実施状況】          ○ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連絡を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施している。</p>
	<p>(1) 平成21年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成22年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。          ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したもの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。</p>	<p>【実施状況】          ○ 平成22年度までに評価要請のあった案件については、資料の揃った案件から着実に調査審議を進めた。          [参考]          ・ これまでのリスク評価対象案件数          1430案件（うち今年度に評価依頼のあった案件 91案件）          ・ これまでに評価が終了した案件数          980案件（うち今年度に評価を終了した案件 86案件）          ○ 審議の過程で必要な資料が不足していることが判明したときには、速やかにリスク管理機関に資料要求を行った。（16回：農薬、遺伝子組換え食品等、新開発食品等）          ○ 調査審議の透明性を可能な限り確保する観点から、審議内容等のホームページ上での公開に努めた。ただし、知的財産や個人情報等の点から公開になじまないものについては、引き続き非公開扱いとした。</p> <p>【今後の取組】          ○ 引き続き、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を実施する。          ○ 引き続き、可能な限り調査審議の透明性の確保に努める。          ○ 調査審議の一層の効率化に努めるとともに、必要な情報が不足していることが判明した場合は、速やかにリスク管理機関に資料要求を行う。</p>
	<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めるものとする。</p>	<p>【実施状況】          ○ 該当品目の処理期間を管理することで、標準処理期間の達成に努めた。本年1月1日以降に、企業申請品目に係るとして要請事項の説明を受けた73品目のうち、17品目について評価を終了し、結果を通知した</p> <p>【今後の取組】          ○ 標準処理期間の達成状況について委員会に報告を行うとともに、引き続き、達成に向けて努める。</p>

<p>(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）における食品健康影響評価については、例えば、専門調査会の調査審議方法の改善や、調査審議の前段階での評価資料の事前確認による調査審議の効率化を図るなど、関係する専門調査会との十分な連携にも配慮しつつ、食品健康影響評価の迅速かつ円滑な実施に努める。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年10月に決定した「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」等に基づき、効率的な調査審議を行った。</li> <li>○ 農薬の評価については、6月1日の第62回農薬専門調査会幹事会において決定した「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に基づき幹事会と部会の関係を見直し、検討すべき事項に応じた各部会での効率的な審議に取り組んだ。</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 論点を整理した概要資料を作成することにより、論点を明確にし、調査審議の円滑な実施に努める。</li> </ul>
<p>(4) ポジティブリスト制度導入に向けて新たに制度設計が開始される分野（器具・容器包装）における食品健康影響評価については、リスク管理機関との密接な情報交換を行うとともに、同制度導入後の円滑な食品健康影響評価の実施に資する所要の検討を開始する。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク管理機関との密接な情報交換を行い、新制度の導入に対応できるよう努めた。</li> <li>○ 器具・容器包装専門調査会において、平成21年12月に作成に着手したガイドライン「器具・容器包装に用いられる食品健康影響評価指針」について、検討を行った。</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続きリスク管理機関と情報交換を行い、制度導入後の円滑な食品健康影響評価の実施に資するよう検討を行う。</li> </ul>
<p>(5) 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象物質の優先度に従い評価を進めるとともに、「ヒトに対する経口発がんリスク評価に関する手引き（清涼飲料水を対象）」に基づき、効率的な審議を行った。</li> <li>○ 10月14日の第351回委員会会合において、シアンについての評価を終了した。</li> <li>○ 清涼飲料水部会の8月6日の第7回会合、10月25日の第8回会合において、平成21年度調査事業で情報収集を実施した14物質のうち5物質（クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホウ素、アンチモン）について、審議を開始した。</li> </ul> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、計画的な調査審議に努める。</li> </ul>
<p><b>2 評価ガイドラインの策定</b></p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も必要に応じて活用しながら、各専門調査会で行っている評価ガイドラインの起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。</p>	<p><b>【実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 添加物に関する食品健康影響評価指針については、5月27日の第333回委員会会合において決定した。</li> <li>○ 農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドライン策定に向けて検討を開始した。</li> </ul>

### 3 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

#### (1) 自ら評価案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

自ら評価案件の選定について優先順位の考え方を整理しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補に、国民のニーズを踏まえて的確に対応していく観点から食品安全モニターを含め広く募集した案件候補を加えるとともに、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を加えること等を含めた検討を行う。

これに伴い、企画専門調査会に必要に応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成22年度内に自ら評価案件の選定を行う。

また、自ら評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、ファクトシート、Q & A等による国民への情報提供や、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。

なお、自ら評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

#### (2) 自ら評価の実施

自ら評価を行うことを決定している案件について、人員・予算が限られているところであるが、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告・意見申出等の可能性を視野に入れた検討にも努める。

また、委員会は、自ら評価を行うこととなった案件について、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から定期的に報告を受け、以後の取扱いを検討する。

個別の案件については、以下のとおり進める。

- ・ 「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」（平成16年度決定）については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）の評価の実施可能性に係る調査審議を進めるととも

#### 【今後の取組】

- 農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについて、関係府省と連携しながら着実に作業を進める。

#### 【実施状況】

- 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を、ホームページ上で7月13日から8月9日まで広く国民から募集するとともに、関係団体等の参画を得て、7月30日に対象案件候補の募集に関する意見交換会を開催した。また、食品安全モニター（470名）に対しても案件候補の募集を行った。

- 上記の募集や食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた情報に基づき、自ら評価案件候補をリストアップし、第35回企画専門調査会において案件のグループ分けを行った。

#### 【今後の取組】

- 第35回企画専門調査会の審議結果を踏まえ、再度情報を収集・整理し、第36回企画専門調査会において候補案件の選定を行う。

#### ① 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

##### 【実施状況】

- 4月、微生物・ウイルス専門調査会において、平成18及び19年に実施した食品安全確保総合調査等の結果を基に、優先度の高い3評価案件（腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス）について、リスクプロファイルを更新した。

##### 【今後の取組】

- 微生物・ウイルス専門調査会において、その他の食中毒原因微生物5案件（二枚貝中のA型肝炎ウイルス、豚肉中のE型肝炎ウイルス、生鮮魚介類中の腸炎ビブリオ、鶏肉中のサルモネラ属菌、RTE食品・魚介類中のリステリア・モノサイトゲネス）について、リスクプロファイルの更新等を進める。

に、その他の微生物・ウイルスに関する案件の関連情報の収集整理を進める。

- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。
- ・ 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。
- ・ 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。
- ・ 「デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価」及び「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、かび毒・自然毒等専門調査会において順次調査審議を進める。
- ・ 平成21年度に自ら評価を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。

## ② 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

### 【実施状況】

- 自ら評価の対象国として決定した15ヶ国に対し質問書を発出して、13ヶ国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）から回答を得た。
- そのうちオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8ヶ国について、国民からの意見・情報の募集手続きを経て、2月25日の第321回委員会会合において評価を終了した。

### 【今後の取組】

- 評価の終了していない対象国のうち質問書に対する回答があった5ヶ国（ニュージーランド、バヌアツ、パナマ、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）については、翻訳が終了したものから順次プリオン専門調査会で調査審議を進める。回答がない国（中国及び韓国）については、引き続き回答が得られるよう働きかける。

## ③ 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

### 【実施状況】

- 化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググループにおいて、血中鉛濃度から摂取量への変換等についての調査審議を行い、3月に中間取りまとめを作成することとされた。

### 【今後の取組】

- 最終的な評価書を取りまとめるため、新たな知見の集積とその調査審議を行う。

## ④ 食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

### 【実施状況】

- 化学物質・汚染物質専門調査会において、平成20年度に実施した「食品中に含まれるヒ素の食品健康影響評価に関する調査」の結果を踏まえ、調査審議を行った。

### 【今後の取組】

- EFSAで引用されている文献の精査やJECFAの動向等について検討を行い、調査審議を進める。

## ⑤ デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価

### 【実施状況】

- かび毒・自然毒等専門調査会において、平成20及び21年に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえ、調査審議を行った。
- 国民からの意見・情報の募集手続きを経て、11月18日の第355回委員会会合において評価を終了した。

	<p>⑥ オクラトキシンAに関する食品健康影響評価</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月18日、第17回かび毒・自然毒等専門調査会において、調査審議を開始した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ かび毒・自然毒等専門調査会において、平成18及び21年に実施した食品安全確保総合調査の結果を踏まえ、調査審議を進めていく予定。</li> </ul> <p>⑦ トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月、委員会において自ら評価の実施を決定した。</li> <li>○ 4月12日、第67回新開発食品専門調査会において、調査審議を開始した。</li> <li>○ 「食品中に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査」を開始した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の結果を踏まえ、調査審議を進めていく予定。</li> </ul>
<p>(3) 自ら評価の結果の情報発信</p> <p>自ら評価の評価結果について、そのプロセスを含め、より一層分かりやすい情報提供を行う。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 季刊誌「食品安全」や地方公共団体と共催して行った意見交換会において、食中毒原因微生物であるカンピロバクター・ジェジュニ／コリのリスク評価結果や腸管出血性大腸菌のリスクプロファイル等を取り上げ、情報提供を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の状況に応じて、適宜情報提供を行う予定。</li> </ul>
<p>(4) 自ら評価の結果の活用の働きかけ</p> <p>自ら評価の評価結果を活用して適切なリスク管理措置が行われるよう、リスク管理機関に対して積極的に働きかける。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月18日の第356回委員会会合において評価を終了した「デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価」の結果をリスク管理機関に活用してもらえるよう通知した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該評価結果が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対して調査を実施し、委員会の審議を踏まえ、適切なリスク管理措置に向けて積極的に働きかける。</li> </ul>
<p>4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成22年度中に2回、食品健康影</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月に、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対して実施した第12回調査の結果について、第330回委員会会合（4月28日）において報告。</li> </ul>

響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成22年10月ごろ及び平成23年4月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めると適切な対応を行う。

また、自ら評価の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を開始する。

#### 〔調査対象〕

- ・平成21年4月から平成21年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野72品目）及び前回（第11回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（7分野126品目）

#### 〔結果概要〕

- ・前回（第11回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め、分野別に以下の品目数について結果報告した。

添加物：15品目、農薬：97品目、動物用医薬品：39品目、化学物質・汚染物質：29品目、微生物・ウイルス：2品目、かび毒・自然毒：1品目、遺伝子組換え食品等：4品目、新開発食品：9品目、肥料・飼料：2品目

- ・調査対象198品目のうち、リスク管理措置済みであったものは27品目であった。
- ・第330回委員会会合における食品衛生法に係る協議についての指摘を踏まえ、第331回委員会会合において、厚生労働省及び消費者庁から施策の実施状況について報告を受けた。

○11月に、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対して実施した第13回調査の結果について、第356回委員会会合（11月18日）において報告。報告資料の様式等を見直し、より詳細な情報の把握・分析を行った。

#### 〔調査対象〕

- ・平成21年10月から平成22年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野56品目）及び前回（第12回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（9分野171品目）

#### 〔結果概要〕

- ・前回（第12回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。

添加物：20品目、農薬：115品目、動物用医薬品：34品目、化学物質・汚染物質：30品目、微生物・ウイルス：2品目、プリオン：2品目、かび毒・自然毒：1品目、遺伝子組換え食品等：16品目、新開発食品：4品目、肥料・飼料：4品目

- ・調査対象227品目のうち、リスク管理措置済みであったものは70品目であった。

○第334回委員会会合及び第356回委員会会合において、リスク管理措置の講じられていない品目に係る再諮問の際に、リスク管理措置の進捗状況について報告を受けた。

○勧告・意見申出等の活用に向けた考え方の整理を行うに当たって、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況調査の結果報告の資料の様式等を見直し、より詳細な情報の把握・分析を行ったほか、第334回委員会会合及び第356回委員会会合において、リスク管理措置が講じられていない品目に係る再諮問の際に、リスク管理措置の進捗状況について報告を受けた。

	<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年2月頃、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対し、平成22年4月から平成22年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目及び第13回調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目を調査対象として、第14回調査を実施する予定。</li> <li>○ 上記の調査と併せて、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している評価品目について、きめ細かいフォローを引き続き行う予定。</li> </ul>
<p>5 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。</p> <p>なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、より広範囲に研究を公募する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度新規食品健康影響評価技術研究については、4月8日の第327回委員会会合において、別添資料1のとおり、3研究領域の9課題を研究課題として採択した。</li> <li>○ 平成20年度及び平成21年度に採択した食品健康影響評価技術研究の課題については、中間評価の結果を踏まえて、別添資料2のとおり継続して実施している。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度新規研究課題の選定については、12月以降委員会において研究領域を決定した後、研究課題の募集を行う予定である。また、応募課題については、研究運営委員会において書面審査及びヒアリング審査（事前評価）を実施し、3月末までに研究課題の候補を選定する予定である。</li> </ul>
<p>(2) 平成21年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施する。</p> <p>また、得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用するとともに、研究成果発表会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度終了課題（11課題）の事後評価については、8月5日の第343回委員会会合において、別添資料3とおりに決定し、評価結果を研究者に通知するとともに、その結果をホームページで公開した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後評価結果：「目標以上の結果が得られた」が4課題、「目標を達成した」が3課題、「目標の達成は不十分であった」が4課題</li> </ul> </li> <li>○ また、得られた研究成果については、ホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を10月5日に開催した「平成22年度食品安全委員会研究成果発表会」にて発表した。</li> </ul>
<p>(3) 平成22年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究受託者に対する実地指導に先立ち、11月に「平成22年度食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を策定し、各研究受託者に周知した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度実施課題（平成22年度に終了する課題を除く。）について中間評価を行い、その結果を平成23年3月中旬に委員会会合において決定する予定。</li> <li>○ 実地指導については、今後、要領を一部改正し、研究受託者に対し順次計画的に行う予定</li> </ul>

	<p>(4) 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。</p>	<p>【今後の取組】</p> <p>○ 今後、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催するとともに、必要に応じて「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。</p>
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催</p> <p>委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。</p> <p>具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの</li> <li>・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの</li> </ul> <p>なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールマガジン、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめられた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ、意見交換会の計画段階において、テーマごとに適した開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討し、別添資料5のとおり意見交換会を16回開催した。</p> <p>※ 関係府省が連携して1回、委員会単独で2回、地方公共団体との共催で14回開催（いずれも延べ回数）</p> <p>○ 専門家でなくても参加しやすい気軽な雰囲気の中で、参加者相互間で意見交換するサイエンスカフェを、食中毒をテーマとして、東京で3回開催した。実施後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「ほぼ理解できた」との回答が8割以上となっている。</p> <p>○ 地方公共団体との共催により、全国各地で、サイエンスカフェ形式の意見交換会を7回、参加者が少人数のグループに分かれて話し合い、そこで出た意見や疑問などについて専門家と意見交換するワークショップ形式の意見交換会を3回実施した。実施後のアンケート結果では、理解度の項目で「理解できた」「ほぼ理解できた」との回答が概ね8割以上となっている。</p> <p>○ 中学生を対象とした意見交換会として「ジュニア食品安全ゼミナール」を1回実施した。</p> <p>○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を71回行った。</p> <p>○ 意見交換会の概要をメールマガジンで配信するとともに、意見交換会で用いた資料、説明内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 以下の日程で地方公共団体との共催による意見交換会を開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイエンスカフェ型意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年1月25日 栃木県、2月4日 富山県、2月10日 山口県</li> </ul> </li> <li>・ワークショップ型意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月3日 京都府、12月15日 青森県</li> <li>平成23年1月14日 愛知県、1月21日 岡山県、1月28日 福岡県</li> </ul> </li> <li>・中学生を対象とした意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月13日 長崎県、平成23年2月2日 高知県</li> </ul> </li> </ul>

## 2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。ホームページについては、一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、リスク評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、評価の考え方、プロセス及び結果をより分かりやすく伝達するため、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供を行う。

さらに、国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。

食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。

## ① ホームページ等による情報提供

<ホームページ、メールマガジンについて>

### 【実施状況】

○ ホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて、国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。

<「重要なお知らせ」としてホームページに掲載した情報>

- ・腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について（4月7日掲載）
- ・バーベキューによる食中毒を防ぐために（4月23日掲載）
- ・食中毒予防のポイント（7月2日掲載）
- ・食品の窒息事故にご注意ください（11月26日掲載）
- ・鳥インフルエンザ（11月30日掲載）

○ 電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要やホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約8,900名の会員に対し配信した。

〔参考〕

- 3月末：約7,900名
- 5月末：約8,500名
- 7月末：約8,600名
- 9月末：約8,800名
- 11月末：約8,900名

○ また、食品の安全性に関する事案についての情報をホームページへ掲載した際、その旨速やかにお知らせするために臨時のメールマガジンを発行するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。

〔参考〕

- 4月7日：「腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について」
- 4月23日：「バーベキューによる食中毒を防ぐために」
- 7月2日：「食中毒予防のポイント」
- 11月30日：「鳥インフルエンザについて」

○ 利用者にとってより利便性が高く、活用しやすいホームページ環境を整備するため、ホームページと「食品安全総合情報システム」を平成22年2月22日に統合した。さらに新システムの構築に合わせ、7月12日にトップページをリニューアルし、コンテンツ項目の構成の見直し及び配置の見直し等を行った。また、トップページのリニューアルに合わせて、委員会などの開催案内や意見等の募集など当日分の新着情報を毎日19時に配信する「新着情報お知らせメール」を開始し、約200名の会員に配信した。

○ メールマガジンについては、年度当初に食品安全モニターの課題報告を踏まえ、目次の整理、表記の簡略化、読み物ページの増設などの改善を行った。

**【今後の取組】**

- ホームページ（二階層目以降）については、階層化を進めることによって、一般的情報から、専門的情報に必要な応じてリンクできるよう構成の見直しを行い、よりわかりやすく情報を掲載できるよう、その内容の更なる改善を図る。

<季刊誌「食品安全」等について>

**【実施状況】**

- 季刊誌「食品安全」については、7月に「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌のリスクプロファイル」を特集した第23号を、10月に「食品による窒息事故についてのリスク評価」を特集した第24号をそれぞれ発行した。

**【今後の取組】**

- 季刊誌「食品安全」を平成23年1月、3月に発行予定。また、発行に当たっては、引き続き、適切なテーマの設定に努める。
- 食品安全確保総合調査において、食品の安全性に関するビジュアル化した参考資料の開発・活用に関する調査を実施中。

**② マスメディア関係者との連携の充実・強化**

**【実施状況】**

- 7月21日に、「サイエンスカフェ～科学の目で見える食品安全～」をテーマとして、マスメディア関係者とのサイエンスカフェを実施。
- 報道関係者に対して、委員会会合の開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。

**【今後の取組】**

- 引き続き、各種媒体を活用し、食品安全に関する情報を、よりわかりやすく迅速で正確に情報提供することに努める。

**③ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせ**

**【実施状況】**

- 一般消費者等から438件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。

〔参考〕

当委員会関係 : 72件  
食品の安全性関係 : 70件  
食品一般関係 : 274件 等

**【今後の取組】**

- 引き続き、一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載する。

### 3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施

委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、子供を対象とした意見交換会の開催を実施する。

また、DVDや啓発資材を活用し、広く普及啓発を推進する。

#### 【実施状況】

- 6月12・13日に佐賀県で開催された第5回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。
- 8月20日に、小学校高学年を対象として、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を開催し、食品安全委員会委員との意見交換や食に関するクイズを行った。
- 11月8日に、徳島県と連携し、中学生を対象として、昨年度作成した中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや食品安全委員会委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール（徳島県）」を開催した。
- 訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行った。
- 季刊誌「食品安全」のキッズボックス等の分かりやすい資料をホームページに掲載し、食品の安全性に関する情報提供を行った。
- 中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を、都道府県等を通じて全国の中学校に1冊ずつ配布して、教育現場での活用を推進した。
- 小学校高学年を対象とした、アニメーションを使用した分かりやすいDVDソフト「考えてみよう！！食べ物の安全性～食品添加物や残留農薬について～」を配布した。

#### 〔参考〕DVD配布先

消費生活センター	： 496本
地方公共団体	： 291本
学校関係	： 251本
食品安全モニター	： 60本
個人	： 41本
企業	： 19本
その他団体	： 23本
関係省庁等	： 55本

#### 【今後の取組】

- 中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を、12月13日に長崎県で、平成23年2月2日に高知県で開催予定。

### 4 リスクコミュニケーター育成講座受講者への支援

食品健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーター育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションを効果的に推進する。

また、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、リスクコミュニケーター育成講座受講者に対する情報提供の充実や知見の高度化のためのセミナーを開催する。

#### 【実施状況】

- 地方公共団体との共催で開催する意見交換会に併せて、リスクコミュニケーター育成講座受講者等を対象としてコミュニケーション手法に関するセミナーを10回開催し、計196名が参加した。
- 地方公共団体との共催で開催した意見交換会において、リスクコミュニケーター育成講座受講者等が、ワークショップでの小グループにおける進行役やサイエンスカフェでの運営役として参加した。

	<p>○ 受講者に対する支援内容についての情報収集や各種情報を受講者に提供するため、事務局と受講者の専用連絡窓口としてメールボックスを設置し、423名が登録した。</p> <p>○ リスクコミュニケーター育成講座等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションを推進する活動を行えるよう、必要な情報を提供した。</p> <p>〔参考〕 受講者からの要望により、各種パンフレットの提供、DVDやクロスロードツールの貸出し等を行った。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 引き続き、リスクコミュニケーター育成講座等の受講者に対し、地域における実践的活動が円滑に行えるよう必要な情報を提供する予定。</p>
<p>5 食品安全モニターの活動</p> <p>食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等に関する報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。</p> <p>また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成22年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を必要に応じて図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <p>○ 平成22年度食品安全モニターについては、4月1日に新規モニターとして235名（応募総数1,884名）及び21年度からの継続モニターとして235名の計470名に依頼した。</p> <p>○ モニターの方々に委員会の取組等について知識及び理解を深めてもらうとともに、継続モニターからの地域における活動報告やモニター同士による意見・情報交換を行うため、5月21日から6月23日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）、食品安全モニター会議を開催した。</p> <p>〔平成22年度における主な改善点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全モニター相互の自発的交流を促進するため、希望を聴取の上、食品安全モニターのプロフィールを作成し、配布した。</li> </ul> <p>○ 食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全行政等に関する意見等について209件（10月末現在）の随時報告があり、関係行政機関に回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。</li> <li>・ 「食品の安全性に関する意識等について」（8月実施）の課題報告を受け、委員会の取組のための参考とした。</li> </ul> <p>〔参考〕</p> <p>「食品の安全性に関する意識等について」（8月実施）においては、毎年継続して実施している調査や平成20年10月に一般の方々2000名を対象に実施したインターネット調査との比較を行った。併せて、平成22年度において委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、募集を行った。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○ 今年度2回目となる課題報告を12月以降に実施する予定。</p>

	<p>6 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携</p> <p>消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。</p> <p>地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、リスク評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーター育成講座受講者の協力を得た意見交換会の開催など、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 11月12日に、愛媛農政事務所、愛媛県及び松山市との共催でノロウイルス食中毒に関するワークショップ形式の意見交換会を開催した。</li> <li>○ 全国食品安全連絡会議のテーマ等に関するニーズ等を把握するための事前調査の結果を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物・ウイルス専門調査会座長代理による講演</li> <li>・食品安全委員会のリスクコミュニケーションの取組に関する情報提供を内容とした平成22年度食品安全連絡会議を11月26日に開催した。</li> </ul> </li> <li>○ 地方公共団体の担当者に対し、食中毒予防のポイントや食品による窒息事故についてのリスク評価に関するチラシを、ホームページへの掲載に合わせて電子メールで情報提供した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月3日に、厚生労働省及び京都府との共催でノロウイルス食中毒に関するワークショップ形式の意見交換会を開催予定。</li> </ul>
<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月15日の第328回委員会会合において、平成22年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。</li> </ul> <p>〔計画の内容〕</p> <p>今年度は、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上、分かりやすい情報提供技術の向上を重点課題とし、訓練を実施する。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練を実施予定。</li> </ul>
	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。</p> <p>また、特に緊急時には委員会の緊急時対応の指針及び「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&amp;A等の作成・公表、自ら評価の実施やリスク管理機関から要請のあった食品健康影響評価の優先的实施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表するほか、リスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図るとともに、緊急事態等における対応について更に検討を進める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月30日の第32回緊急時対応専門調査会において、事案を認知してから国民への情報提供までの一連の具体的な作業手順を詳細に整理した「食品安全委員会緊急時対応手順書（案）」について検討を行った。また、緊急事態等において食品安全委員会の情報提供を一層迅速で理解しやすいものに充実させるための方策として「緊急事態等におけるハザード別の情報提供の場合分けめやす」について検討を行い、了承された。</li> <li>○ 宮崎県における口蹄疫の発生に関する情報のほか、毒キノコ（ニガクリタケ等）による食中毒防止に関する情報等について、ホームページで科学的知見等の情報提供を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各ハザードに関して一層迅速かつ理解しやすい科学的知見を中心とした情報の提供に備え、定型的なプレスリリース資料等の拡充について、専門調査会において検討を行う。</li> <li>○ 「食品安全委員会緊急時対応手順書」については、事務局内において調整の上、整備する。</li> </ul>

<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。</p> <p>このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討のほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に自ら評価に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめたハザード概要シート等の作成・更新を進める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、ホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産に関わる情報の保護に十分配慮しつつ、広く国民に提供した。</li> <li>○ 同システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を、随時実施した。</li> <li>○ 緊急事態等においては、危害要因についての科学的な情報を迅速に整理し、ホームページ上で提供した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最新かつ正確な食品安全情報について、関係省庁との情報の共有化をさらに推進するとともに、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を継続的に行っていく予定。</li> </ul>		
	<p>2 国際協調の推進</p> <p>コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p> <p>また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>さらに、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。</p>	<p>① 国際会議等への派遣</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度においては、WHOナノテクノロジー専門家会合、JECFA専門家会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（13回）、必要に応じ報告会を開催するなど、情報の共有を図った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も引き続き、国際会議等に委員等を派遣し、情報の共有及び発信に努める予定。</li> </ul> <p>② 海外研究者の招聘</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外の研究者等を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施した。</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月5日～10日 欧州委員会 ルイ・カバレイロ・アゼベド博士</li> <li>・ 8月15日～21日 イタリア保健省 ジアンルイジ・ザヌツソ博士</li> <li>・ 10月26日～29日 欧州食品安全機関 ジョセフ・シュラッター博士</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も引き続き海外の研究者及び専門家を招聘し、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</li> </ul> <p>③ 外国政府機関や国際機関等との連携強化</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7月に、FSANZ（豪州・ニュージーランド食品基準機関）を訪問し、委員会とFSANZとの協力文書（MoC:Memorandum of Cooperation）を交換した。</li> </ul>	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月5日～10日 欧州委員会 ルイ・カバレイロ・アゼベド博士</li> <li>・ 8月15日～21日 イタリア保健省 ジアンルイジ・ザヌツソ博士</li> <li>・ 10月26日～29日 欧州食品安全機関 ジョセフ・シュラッター博士</li> </ul>
{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月5日～10日 欧州委員会 ルイ・カバレイロ・アゼベド博士</li> <li>・ 8月15日～21日 イタリア保健省 ジアンルイジ・ザヌツソ博士</li> <li>・ 10月26日～29日 欧州食品安全機関 ジョセフ・シュラッター博士</li> </ul>			

		<p>④ 海外への情報発信</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG：International Food Chemical Safety Liaison Group）に参加（電話会議2回（6月、11月））し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。</li> <li>○ 月報（英語版）のEFSAへの送付及びホームページへの掲載を行った。</li> <li>○ 食品安全委員会2010年パンフレットの英字パンフレットを作成し、ホームページへの掲載を行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図る予定。</li> <li>○ 平成22年度食品安全委員会運営計画（抜粋）の英語版を作成し、EFSAへの送付及びホームページへの掲載を行う。</li> </ul>
	<p>3 外部の専門家とのネットワークの形成</p> <p>食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに引き続き努める。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本医師会への委員会職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明、各種団体への季刊誌等のパンフレットの配布による情報提供を行うなど、ネットワーク作りを行った。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 順次、御協力いただける方々の拡大について検討を行う予定。</li> </ul>
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成22年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。</p> <p>なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成22年度においては、11月までに、別添資料のとおり、10課題を調査課題として選定し、そのうち8課題について調査実施機関と請負契約を行い、調査を開始した。</li> <li>○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等をホームページ等で公開した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の開始に至っていない残りの2課題については、調査実施機関の決定に必要な手続きを実施している。</li> </ul>

なお、特段の断りがない限り、平成22年11月30日現在の実績とする。

## 平成 22 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ 遺伝子発現モニターマウスを用いた発達期脳に対する化学物質暴露影響評価法の開発
	・ フタル酸エステルの生殖・次世代影響の健康リスク評価に関する研究
	・ 食品中化学物質への胎生～新生期暴露が情緒社会性におよぼす影響評価手法の開発
② 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ 市販鶏卵におけるSalmonella Enteritidis汚染の疫学調査とリスク評価のための予備的研究
③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ 食品中ナノマテリアルの腸管吸収及び体内動態の特性を利用したリスク評価手法の開発
	・ グリシドール脂肪酸エステルおよび3-MCPD脂肪酸エステルの安全性評価に関する研究
	・ 用量反応性評価におけるベンチマークドース法の適用に関する研究
	・ ナノ物質の経口暴露による免疫系への影響評価手法の開発
	・ トランス脂肪酸による動脈硬化性疾患の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立

## 平成22年度食品健康影響評価技術研究継続課題

## &lt;平成20年度採択課題(5課題)&gt;

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究
② 食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域	・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究 ・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究
③ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用
④ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立

## &lt;平成21年度採択課題(6課題)&gt;

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域	・内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の開発 ・ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発
② 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域	・かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価手法の開発 ・日本海沿岸地域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発
③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	・メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立 ・アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析

## 平成21年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

## &lt;平成19年度採択課題(8課題)&gt;

研究領域		
	研究課題	評価結果
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
	・ 遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発	目標の達成は不十分であった。
	・ ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析	目標の達成は不十分であった。
	・ 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築	目標の達成は不十分であった。
	・ 毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究	目標を達成した。
② 食品に起因する病原微生物等(プリオン、薬剤耐性菌を含む)のリスク評価法に関する研究領域		
	・ 予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	目標を達成した。
	・ 腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	目標を達成した。
	・ 食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	目標以上の成果が得られた。
③ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
	・ 遺伝子組換え食品等のアレルゲン性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	目標以上の成果が得られた。

## &lt;平成20年度採択課題(3課題)&gt;

研究領域		
	研究課題	評価結果
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
	・ 日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定	目標以上の成果が得られた。
	・ メチル水銀の継続的負荷による毛髪/血液水銀濃度比の個体差の解明	目標以上の成果が得られた。
② 食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域		
	・ 農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立	目標の達成は不十分であった。

## 平成22年度食品安全確保総合調査実施計画

番号	調査課題	進捗状況
1	食品中に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価情報に関する調査	調査実施中
2	食品安全委員会によるリスクコミュニケーションの効果的推進に資するための、行政によらない地域におけるコミュニケーション活動等に関する調査	調査実施中
3	ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準が設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査	調査実施中
4	食品により媒介される感染症等に関する文献調査	調査実施中
5	ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査	調査実施中
6	海外の主要なリスク評価機関等及び国内の主要な研究機関等における利益相反規程等の有無及びその内容に関する調査	調査実施中
7	食品の安全性に関する効果的な啓発素材の開発に関する調査	調査実施中
8	輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード（微生物・ウイルスを除く。）に関する文献等調査	調査実施中
9	暫定基準が設定された化学物質（農薬及び飼料添加物）に係る食品健康影響評価に関する調査	入札公告中

## 平成22年度に開催した意見交換会

番号	日付	開催地	意見交換会名	共催団体
1	平成22年 6月9日	東京都	食品安全委員会セミナー「食品分野におけるナノテクノロジーの今－欧州の動き－」	
2	7月5日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第5話」誰でもなる！？食中毒を防ぐ調理を考える	群馬県
3	7月30日	東京都	食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関するリスク評価の対象案件候補の募集に関する意見交換会	
4	8月20日	岡山県	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山県備中地区）－知ろう防ごう食中毒－	岡山県
5	8月31日	愛知県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（愛知県・岡崎市）農産物の安全性を考える－農薬が基準の2倍検出された食品は危険か安全か？－	愛知県、岡崎市
6	9月9日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第6話」～科学の目で考える食中毒～どうしてなるの？なったらどうなるの？	群馬県
7	10月8日	佐賀県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（佐賀県）食中毒を起こすビブリオ菌のあれこれ～正しく怖がるために～	佐賀県
8	10月16日	岡山県	食品のリスクを考えるワークショップ（岡山県美作地区）－知ろう防ごう食中毒－	岡山県
9	10月18日	群馬県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（群馬県）“濃い茶目の毒気の薬”のしくみ－お茶の機能性と安全性を科学する－	群馬県
10	10月26日	長野県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（長野市）それって大丈夫？お肉の生食	長野市
11	11月5日	東京都	食の安全を科学する「サイエンスカフェ第7話」食中毒と感染症の不思議～ヒトと動物の見えない壁	群馬県
12	11月8日	徳島県	ジュニア食品安全ゼミナール（徳島県）	徳島県
13	11月9日	徳島県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（徳島県）食品に農薬はどれくらい残留しているの？	徳島県
14	11月12日	愛媛県	食品のリスクを考えるワークショップ（愛媛県松山市）－ノロウイルス食中毒の予防と対策－	愛媛農政事務所, 愛媛県, 松山市
15	11月16日	埼玉県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（さいたま市）残留農薬は、安全なの？危険なの？	さいたま市
16	11月26日	滋賀県	食品のリスクを考えるサイエンスカフェ（滋賀県）農産物に残留する農薬のリスクはどのくらい？	滋賀県